令和８年度　静岡県立総合病院　空調ダクト清掃業務委託契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院（以下、「甲」という。）と
との間に次の委託契約を締結する。

（契約の目的と基本的義務）

第１条　甲は、乙に対し本契約に定めるところにより業務の完成又は処理を請け負わせ、乙は自己の裁量と責任で業務を完遂する義務を負う。

２　甲は、委託者として乙が本契約を遂行するのに必要な協力を行う。

（契約の目的及び範囲）

第２条　甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 委託業務の内容

当院のしていた空調ダクト清掃、空調機洗浄及び制気口等の清掃とし、詳細は、別紙「静岡県立総合病院空調ダクト清掃業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に定める。

(2) 対象設備

ア　所在地　静岡市葵区北安東４丁目27番１号　静岡県立総合病院内

イ　対　象　仕様書のとおり

（委託契約期間）

第３条　この契約の期間は契約日から令和９年３月31日までとする。ただし、業務は原則として仕様書等に定める期間に実施するものとする。

（申出義務）

第４条　乙はこの契約締結後の事情の変化により、この委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となるような事情が生じたときは、その都度、甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託業務実施計画書等の提出）

第５条　乙は仕様書に定めた期日までに委託業務実施計画書及び実施結果報告書を甲に提出しなければならない。

（検収及び瑕疵担保責任）

第６条　甲は乙から委託業務実施結果報告書が提出されてから10日以内に作業内容について検収を実施し、合否を乙に通知する。

２　乙は前項の検収の結果不合格となった時は、遅滞なく再作業を実施する。

３　第１項の検収に合格した場合も、後日、乙の責任に帰すべき事由による不良箇所が判明した場合は、乙の責任において直ちに再作業するものとする。

（委託料及び支払方法）

第７条　甲は、乙に対して委託業務を処理するための費用（以下「委託料」という。）として金　　円（うち消費税及び地方消費税額　　円）を支払うものとする。

２　乙は委託業務について甲の行う検収に合格した後に、請求書を提出するものとする。甲は請求書を受理してから30日以内に委託料を支払うものとする。

３　甲は請求書を受理した後であっても第６条に定める瑕疵が発見された場合、甲は委託料の支払いを拒む、又は既に支払った委託料の返還を求めることができる。

（再委託及び権利義務の譲渡等）

第８条　乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は業務の一部について再委託できる。

２　前項により再委託が認められた場合も、委託業務はすべて乙の責任において実施する。

３　乙は、第三者に対してこの契約によって生じる権利・義務を譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（法令上の責任）

第９条　乙は、乙の従業員に対して雇用主として労働安全衛生法他、その他従業員に対する関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

（現場責任者等）

第10条　乙は次の事項について乙の従業員を直接指揮命令する責任者を選任し甲に報告する。甲は、病院及び患者等の安全確保等やむを得ない場合を除いて、乙の従業員に直接指揮命令を行えないものとする。

(1) 委託業務の処理

(2) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整

（事故報告）

第11条　乙は委託業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（臨機の措置）

第12条　乙は、設備の維持管理上特に必要と認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

２　乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

（立会及び監督）

第13条　甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理について立会い、その履行状況について監督することができる。

（秘密の保持）

第14条　乙は委託業務を処理する上で知り得た秘密及び病院事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第15条　乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の変更）

第16条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、本契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得るものとする。

（契約の解除）

第17条　甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

２　甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託契約期間内に契約を履行しないとき若しくは履行の見込みがないと認められる

とき（乙の信用が著しく悪化した場合を含む。）。

(2) 甲がこの契約について乙の不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) この契約締結後の事情変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3　前項のほか、甲は乙が次の(1)から(7)のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4　甲又は乙は、正当な理由により３か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償責任）

第18条　乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、その損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

（委託料の処理）

第19条　第17条の各項によりこの契約が解除された場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第20条　この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第21条　この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定する。

上記の契約の成立を証するため、この契約書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　年　月　日

（甲）静岡市葵区北安東４丁目27番１号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院　院長　井上　達秀

（乙）

別記

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第２　取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第３　安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第４　従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第５　再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第６　複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７　資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第８　目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第９　取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

静岡県立総合病院空調ダクト清掃業務仕様書

１　概要

この仕様書は、静岡県立総合病院空調ダクト清掃業務委託契約書第２条の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。

２　概要・目的

静岡県立総合病院の施設のうち、指定する空調ダクト清掃、空調機洗浄及び制気口等の清掃を行い、院内の清浄と空調機器の円滑な運転を図ることを目的とするものである。

３　疑義

仕様書その他に関する疑義の点は予め契約前に明確にしておくものとし、契約後疑義を生じた場合は甲の指示に従わなければならない。

４　施工の原則

(1) 本業務は、契約書、設計書及び仕様書に基づいて、監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

(2) 業務の実施にあたっては、関係する諸法令を遵守し、乙の負担と責任において行うものとする。

(3) 作業の中で、関係官公署、その他の者に対する届出、報告を要する場合、乙は迅速に対応するとともに、必要な書類を作成しなければならない。

(4) 作業を実施する上で、関係官公署、その他の者に対して交渉を要するときは、乙は遅滞なくその旨を甲に申し出て協議するものとする。

(5) 作業の結果、機能に支障をきたす事項があると判断した場合はただちに甲に報告し、協議の上、速やかに補修、その他所要の措置を行うものとする。

５　請負人負担

次の各号に掲げる費用は乙の負担とする。

(1) 軽微な事項で仕様書及び設計書になくとも、施工上欠くことができない材料・機器及び作業の費用

(2) 軽微な事項で施工上障害となる物の撤去及び後片付けに要する費用

(3) 作業の為、第三者に与えた損害で請負人の責に帰すべきものの賠償に要する費用又は既設工作物に与えた損害の復旧費用

(4) 各種試験検査に要する費用

(5) 補修塗装に要する費用

(6) 報告書・写真等に要する費用

(7) 軽微な事項で、工事中の危険防止に要する費用

６　損害補償

作業は誠意をもって慎重に行うものとし、万一構造物又は機器に損害等を与えた場合は、速やかに甲に連絡して指示を受けると共に、乙の責任において事故復旧するものとする。

７　作業日時

(1) 原則として８時30分から17時00分までとする。

(2) 作業日程については、設備の運転状況により変更することがあるため、作業日の前日に再度確認すること。

８　現場管理

作業中は、障害、火災その他事故発生を未然に防止することは勿論、労働基準法及び関係法規等を守り、円滑に作業を行わなければならない。万一、事故を起こした場合は乙の責任にお

いて処理することとする。

９　作業員

(1) 乙は作業に当たり十分な技術・経験を有する作業員を派遣し、秩序正しく行わなければならない。

(2) 派遣した作業員が著しく不適当と認められた場合、乙は契約解除事由に相当すると認識し、誠意をもって対応するものとする。

10　後片付け

(1) 使用工具の置き忘れ、ビス・ナットの脱落・残材の未処理等は、機器の二次的な事故の原因となるので最終確認を十分行うこと。

(2) 作業箇所の清掃、後片付けを十分行うこと。

11　委託業務実施計画書

乙は契約締結から30日以内に別紙１の様式により委託業務実施計画書を作成して、甲に提出し承認を得ること。契約締結から30日に満たない期間に業務を実施する場合は、契約締結後速やかに提出すること。なお、提出部数は１部とする。

12　委託業務実施結果報告書

乙は業務終了後30日以内又は令和９年３月31日のいずれか早い日までに、別紙２の様式により委託業務実施結果報告書を作成し、作業内容及び確認された問題箇所等を明瞭にした書類及び作業の概要がわかる写真等を必要に応じて添付して、甲に提出すること。なお、提出部数は１部とする。

13　再作業

委託業務完了後といえども作業に脱落があった場合、又は指摘された場合は、速やかに責任をもって再作業しなければならない。

14　対象設備及び点検整備項目等

詳細については、別添の業務実施要領による。

(1) 実施内容

①冷暖房用空調ダクト（OA.SA.RA等）清掃

ア　乾燥した空調ダクト内の塵芥（乾燥塵芥）は、ダクト内部をブラッシングし、剥離したホコリを高圧エアージェット噴射等及び集塵機等で完全に回収する。

イ　油等がこびりついた塵芥（湿式塵芥）は、ケレンで掻き落とし、これをバキュームの吸引機等で回収の上、残った油分はダクトクリーナー等で拭き取り作業を行う。

ウ　化学物質を使用している箇所のダクトに関しては、乾式及び湿式の両工法を基準に作業を行う。

エ　上記イに使用するダクトクリーナー等については、内部塵芥と化学反応を起こしたり、ダクト本体（亜鉛引鉄板、塩ビ鋼板、ステンレス等）及び使用しているパッキンやシール剤と化学反応を起こしたりしないものを調査の上使用する。

オ　フィルターの清掃を行う。(エアーフィルター)

カ　ダンパー、吹出口、吸込口等の清掃

ⅰ．ダンパー、シャッターは、清掃し、可動部分に注油し、作業点検、FD.FVDフィーズ交換を行う。

ⅱ．吹出口・吸込口等は、取外し清浄乾燥後、取り付ける。作業点検チェックを行う。

キ　空調機・ファンの清掃

ⅰ．空調機のコイルファンを洗浄し、フィンの詰まり、汚れを落とす。発錆、腐蝕の有無を点検し、報告する。

ⅱ．ドレンパンの発錆箇所の研磨及び塗装を行う。

ⅲ．防振ゴムの劣化の有無を点検し、報告する。

ⅳ．V字ベルトの張り具合の調整をする。

ⅴ．ファン及び空調機のベアリングに注油する。

ⅵ．ファン及び空調機の電源機の絶縁抵抗測定を行う。

ⅶ．屋内にある空調機（天吊型）についてはパネルを取外し、フィルターの水洗い及びコイルフィン・ファンをエアー洗浄する。

※空調機内洗浄は、フィン洗浄液又はアルカリイオン水等で洗浄した後、除菌するためにPH2.5～2.6の酸性水等をファン・ケーシング、ドレンパン内壁などに噴射して除菌した後、アルカリイオン水等を噴射し、再度水道水で洗浄、乾燥する。

※各部屋の天井点検口に出入りするためのビニール養生は、他と遮断するため、天井点検口出入り用の養生を施すこと。

ⅷ．清掃後は、天井・壁・什器備品等の汚れ、破損の状況等を確認し、原状回復を行う。

②排気系統清掃（EFC-6）

ア　フード清掃

フード内の内・外面を清掃し、グリスフィルター、FVD（防火ダンパー）を取外し、洗浄・点検・ヒューズの交換を行う。

イ　排気（EA）ダクト清掃

フード立上り、メインダクト立上り、FD周辺の油脂汚れを、スクレバー等で切削除去し、油脂分を中性クリーナーで拭き取り清掃する。

ウ　VD.FD.吸込口（HS）

シャッターを取外し洗浄、切削清掃するとともに、作動状況の点検を実施し、可動部分に注油を行い、FD.FVDのヒューズは全て交換する。

エ　排気ファン清掃

ファン・ケーシング、多翼扇を丁寧に切削し、回転バランスの点検確認を行う。

(2) 空調ダクト清掃の対象設備・実施時期等

対象設備及び各系統における実施可能日・時間帯は下記のとおり。

建物	系統		実施可能日･時間帯
本館	EFC-6	主厨房排気	夜間(20:30～5:00)
	HAC-30 AC-31	3A病棟(産婦人科) ナースステーション	土日の午後
循環器	JAC-301･302	3G病棟	土日の午後
	JAC-401	4G病棟	
	JAC-501	5G病棟	
先端	A-OHU-3-8 A-OHU-3-9	3F手術室12系統	当番日以外の土日祝の日中

(3) 注意事項

①病院機能維持のため、苦情等があった場合は、作業を中断するなどの措置をとること。

②業務遂行にあたって、院内周知用等の資料作成を行うこと。

15　その他

この仕様書に記載のない事項は、関係法令及び電気設備工事共通仕様書、機械設備工事共通仕様書、建築保全業務共通仕様書の外、甲乙協議して決定する。

別紙１

院長	事務部長	次長	管財課長	主幹	係員	担当

委託業務実施計画書

１．委託業務名

２．作業箇所

提出年月日	令和　　年　　月　　日（　曜）	立入り	日前
作業予定年月日及び作業人員	令和　　年　　月　　日（　曜）　　時　分～　　時　分		名
	令和　　年　　月　　日（　曜）　　時　分～　　時　分		名
	令和　　年　　月　　日（　曜）　　時　分～　　時　分		名
	令和　　年　　月　　日（　曜）　　時　分～　　時　分		名
	令和　　年　　月　　日（　曜）　　時　分～　　時　分		名
内　　容			
影響及び安全対策			
作業責任者氏名・連絡先			
本院への依頼事項			

＊箇所ごとの作業工程等を詳細に記したものを別途添付すること。

上記のとおり作業を行うので申請します。

令和　　年　　月　　日

作業責任者　　印

作業責任者の個人印でかまわない。FAXでの送付も可とする。

別紙２

院長	事務部長	次長	管財課長	主幹	係員	担当

委託業務実施結果報告書

１．委託業務名

２．実施すべき内容

内　容	

３．実施した内容

実施年月日人員内容	月日	令和　　年　　月　　日（　曜）　　時　分～　　時　分	名
	実施内容		
	月日	令和　　年　　月　　日（　曜）　　時　分～　　時　分	名
	実施内容		
	月日	令和　　年　　月　　日（　曜）　　時　分～　　時　分	名
	実施内容		
	月日	令和　　年　　月　　日（　曜）　　時　分～　　時　分	名
	実施内容		

＊この用紙に記入し難い時は概略を記入し、詳細は適宜別紙としてかまわない。
　点検結果等は、別途報告書を添付すること。

上記のとおり委託作業を実施したので、報告します。

令和　　年　　月　　日

受託者　　印

契約者の名義で作成し、契約書に押印した印を押印する。